

伊賀市文化振興プラン

「不易流行」が育む 心豊かなひと・まち

後期実行計画（中間案）

2026（令和8）年度 ▶▶▶ 2030（令和12）年度

2026（令和8）年〇月 伊賀市

目次

第1章 文化政策について

- 1. 文化政策の確立とその背景 2
- 2. 文化政策の基本となる視点 3
- 3. 文化芸術振興の主体とその取り組み 4
- 4. 文化芸術振興の主体とその主な役割／文化芸術の分類 5

第2章 プラン作成について

- 1. プランの策定趣旨と計画期間 6
- 2. 前期実行計画を振り返って／アンケート結果／事業の課題 7
- 3. すべての人に／取り組みの視点 8

第3章 基本目標とプランの体系について

- 1. プランの基本目標／文化の力による社会的課題の解決 9
- 2. プランの体系① 文化政策と基本方針 10
- 3. プランの体系② 施策の方向とプロジェクトによる推進 11
- 4. 主要な施設の位置付け 12

第4章 7つの基本方針と3つのプロジェクト

- 1. 施策推進の図式化について 13
- 2. 基本方針① 誰もが文化芸術に触れ合える機会の創出 14
- 3. 基本方針② 子どもたちが文化芸術を体感できる機会の拡充 16
- 4. 基本方針③ 担い手や後継者を育成し次世代へとつなぐ 18
- 5. 基本方針④ 施設の整備・有効活用による文化芸術環境の整備 20
- 6. 基本方針⑤ 歴史と風土が育む文化芸術の継承と新たな文化芸術の創造 22
- 7. 基本方針⑥ 観光・産業との連携による文化芸術の全国発信 24
- 8. 基本方針⑦ 文化芸術を通じた社会的課題への取り組み 26
- 9. プロジェクト化による総合的な文化振興 28
- 10. プロジェクト①子ども未来プロジェクト 29
- 11. プロジェクト②社会がつながるプロジェクト 30
- 12. プロジェクト③文化まちづくりプロジェクト 31

第5章 プランの推進について

- 1. 評価指標の設定 32
- 2. プランの推進体制 33

第6章 基本方針に基づく主な事業

- 基本方針に基づく主な事業 34

- 資料編 用語の説明 ほか 39

第1章 文化政策について

1. 文化政策の確立とその背景

》》》法の視点と市の文化政策のあゆみ

わが国の文化芸術に関する法律として、文化芸術振興基本法の一部改正により 2017（平成 29）年に施行された「文化芸術基本法」では、文化芸術の守備範囲が大きく広げられました。単体としての取り組みにとどまらず、観光、まちづくり、教育、福祉など異なる分野との連携による施策を推進することで、文化芸術が国づくり地域づくり、人づくりに役立つ視点を持った法律となっています。

同法の改正に先立つ 2012（平成 24）年に制定された「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」では、劇場・音楽堂などが「活力ある社会を構築するための大きな役割を担う」ことや、「地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能」としての期待がされています。また、2018（平成 30）年に制定された「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」では、障がい者による作品の創造、発表、鑑賞の拡大・確保を定め、更には多文化共生※に関連して「国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律」も制定されています。これらの背景には、文化芸術がこれまでの発信力や多様性の枠を超えて、社会の変化を生み出すツールとしての役割を担うとの考え方が反映されていると言えます。

伊賀市においては、国際人権規約に基づく基本的人権の尊重や子どもの権利条約などを踏まえ、上記の各法の趣旨を念頭に、第 2 次伊賀市総合計画を背景として 2018（平成 30）年度に「伊賀市文化振興ビジョン」（以下「ビジョン」という。）の策定に着手して以来、文化芸術のまちづくりや文化芸術の振興に関する理念と基本的な方向性を示すための検討が重ねられました。

その結果、2019（令和元）年 6 月にビジョンが策定され、「伊賀市文化振興条例」（以下「条例」という。）が同年 12 月に制定されました。また、2020（令和 2）年 5 月に「伊賀市文化振興審議会」（以下「審議会」という。）が設置され、これにより市の文化政策推進の仕組みが確立されました。文化芸術基本法第 7 条には、市町村は「文化芸術の推進に関する計画を定めるよう努めるものとする」とあり、これに該当するのが、ビジョンとともにこの「伊賀市文化振興プラン」（以下「プラン」という。）です。

ビジョンは、伊賀の地が生んだ俳聖・松尾芭蕉が残した言葉にちなんで、～「不易流行」※が育む心豊かなひと・まち～を副題として、「ひと」に関わる市民文化政策と「まち」の文化的な特徴を示す都市文化政策を併せ持った構想となっており、市民、行政、公益文化団体など各主体がより良い文化芸術振興のために取り組むべき方向性を、7 項目の基本方針に基づいて示しています。

■本プランで用語にアンダーラインと※があるものについては 40～41 ページで説明を付しています。

2. 文化政策の基本となる視点

》》》「ひと」を育む

人々の心を豊かにする文化芸術の振興にあたっては、年齢、障がいの有無、経済的な状況および居住する地域、国籍に関係なくすべての市民が文化芸術に触れられる環境が必要となります。人口減少、少子高齢化、担い手不足などに起因するさまざまな社会的・地域的な課題を認識し、文化振興の中で基本的人権を担保しながら課題解決に導くという視点が重要となります。（市民文化政策）

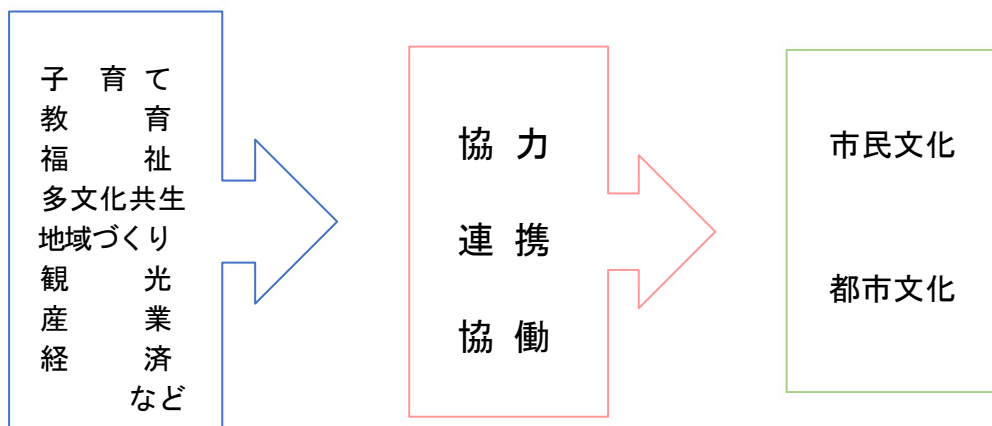
》》》「まち」を育む

松尾芭蕉をはじめとする地域の偉大な先人たちの文化や歴史を受け継ぐ者としての自覚と誇りを大切にしながら、文化芸術の都市を作り上げていくために、力を入れる施策を選んで集中的に取り組むことが大切です。そうした活動を通じて、私たちの文化的なアイデンティティ※をしっかりと築き上げ、取り組みを発信していくことが重要です。（都市文化政策）

》》》他分野との連携による施策の推進

2つの文化政策の推進においては、文化芸術基本法に定める「文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない」との趣旨を尊重し、協働の取り組みに留意することが大切です。

「人権」 すべての人が参加し、享受し、創造する権利として与えられている。



市民文化

個人や団体が主体となり、音楽や美術などの文化芸術活動、地域コミュニティの形成。市民生活全般に関わる有形無形の活動の集積の結果などが含まれます。

都市文化

地域の歴史的建造物の整備や活用、地域の歴史や風土が育んだ文化芸術の継承に取り組めます。豊富な歴史や文化遺産を活用した事業を展開し、地域の魅力向上を図ります。

3. 文化芸術振興の主体とその取り組み

ビジョンでは、「市民」「地域」「事業者」「行政」「公益文化団体」を、文化芸術振興に関わる主体と位置付けています。文化芸術の振興のためには、各主体による協力や連携・協働が欠かせません。プランでは各主体の取り組みを次のように捉え、協力・連携・協働による市民文化と都市文化の形成を目指します。

》》》市民・アーティストなどによる文化芸術の振興

市民による文化芸術活動は自由で自発的な行動であり、それぞれが多様に特色を発揮し、また、アーティスト同士の交流により新たな創造性が生まれ、その成果をまちづくりに反映できます。市民と行政とが一定の距離を保ち、文化芸術活動が政治的な影響を受けないという関係性（アームズ・レングスの原則※）により、のびやかな活動に励むことができます。

》》》文化芸術を守り生かす地域

伊賀市自治基本条例に基づき設立された住民自治協議会は、地域の課題解決に住民の意見が反映されるよう主体的に取り組むとともに、地域の伝統文化や歴史的建造物などの資源を守り、次世代への継承活動をされています。このような地域活動は、地域コミュニティの結束にもつながります。

》》》事業者の文化貢献による地域振興

事業者においては文化芸術が地域経済やコミュニティ形成などに幅広く効用をもたらすことを念頭に、文化芸術活動への支援や参画を通して、市民文化の振興に寄与します。

》》》行政の役割と取り組み

行政（市・教育委員会）は、自らの意思と責任の下で市民が主体的に文化芸術活動に参加できる基盤づくりと環境整備を担います。福祉、教育、多文化共生、観光など各課と文化政策の連携を図り、総合的・効果的に推進します。文化振興プラン庁内推進会議を通じて横断的な施策連携により、課題解決や魅力向上を図ります。これにより、各課の予算の統廃合や新たな組み立てが可能となります。また、情報発信のほか、市民アンケートやヒアリングで意見を収集し、ニーズの把握や課題の解決に努めます。

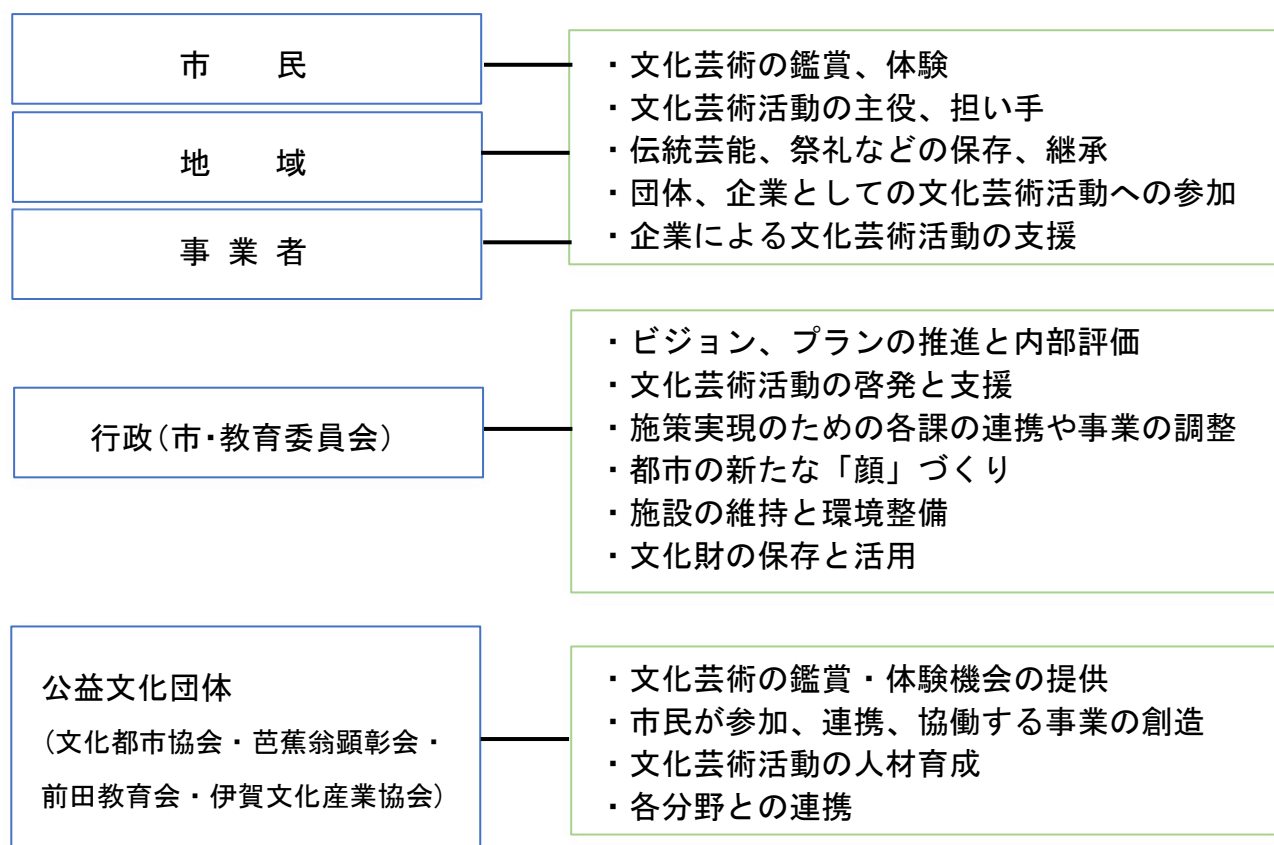
》》》公益文化団体の役割と取り組み

公益文化団体は、主に伊賀市文化都市協会（以下「文化都市協会」という。）、芭蕉翁顕彰会、前田教育会、伊賀文化産業協会（いずれも公益財団法人）を指します。これら団体は、公演や作品展示、創作体験などの公益事業を通じて文化芸術の振興に寄与します。また、市内外の文化芸術団体や創造者、観光、産業など異分野の団体と協力し、まちづくりを推進します。さらに、市が100%出資する文化都市協会は、教育、福祉、多文化共生などの分野との連携を通じて社会包摂※を図り、人材育成や新たな文化芸術の創造にも取り組んでいます。

4. 文化芸術振興の主体とその主な役割

文化芸術の振興を担う主体として、「市民」「地域」「事業者」「行政」「公益文化団体」の特徴的な役割を整理すると、主に次のようになります。これらの主体が有機的に連携することで、より効果的な文化芸術の振興が図られます。

》》》各主体の主な役割



..... 文化芸術の分類

【芸術】文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術

【メディア芸術】映画、マンガ、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術

【伝統芸能】雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他のわが国古来の伝統的な芸能

【芸能】講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能

【生活文化、国民的娯楽出版物等】茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化
囲碁、将棋その他の国民娯楽、出版物及びレコード等

【文化財等】有形及び無形の文化財並びにその保存技術

【地域における文化芸術】地域固有の伝統芸能及び民俗芸能

第2章 プラン作成について

1. プランの策定趣旨と計画期間

》》》策定趣旨

プランは、条例やビジョンの理念や基本方針を具体化するための実行計画です。条例では「心豊かな市民生活の実現と将来にわたり誇りの持てる伊賀らしさの創造」を目的に掲げ、ビジョンでは文化振興の基本方針として「誰もが文化芸術に触れ合える機会の創出」「歴史と風土が育んだ文化芸術を継承し、新たな文化芸術を創造する」などを含む7項目を定めています。

プランの立案は、市民アンケートを分析し、ニーズや課題などをもとに、行政や公益文化団体が行っている文化関連施策を抽出し、さらに関係団体のヒアリングなどを踏まえて各基本方針に照らして文化芸術振興に必要とされる施策を体系的に整理しました。

文化芸術の振興にあたっては、人口減少、少子高齢化といった社会的な課題、ユニバーサルデザイン、さらには持続可能な開発目標（SDGs）※における17の目標（右のイラスト参照）

との整合や、感染症対策に伴う新しい生活様式の確立、デジタル社会の進展など多様な変化を視野に含めた施策の推進が求められています。

これらを踏まえ、プランの実行にあたっては各施策に関連する主体を明記し、各課および各団体などとの協力・連携・協働による事業を推進します。



持続可能な開発目標における17の目標(国連開発計画ホームページ)

》》》計画期間

このプランの計画期間は、ビジョンの計画期間に沿うべく2021（令和3）年度を初年度として2025（令和7）年度までの5年間を前期計画、その後の2030（令和12）年度までの5年間を対象として見直したものを後期計画としました。

計画期間	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
文化振興条例												
文化振興ビジョン												
文化振興プラン												

2. 前期実行計画を振り返って / アンケート結果 / 事業の課題

》》》前期実行計画(2021(令和3)年～2025(令和7)年)を振り返って

2022年に伊賀市出身の画家 元永定正生誕100年記念事業を開催し、画業を始めた伊賀時代に描いた作品、初期の作品や下絵など伊賀にゆかりのある作品を展示しました。

2023年は、伊賀市美術博物館建設準備委員会を設置、翌年に伊賀市美術博物館基本構想が完成し、新しい芭蕉翁記念館の機能を含む美術博物館の建設に向けて始動しました。

2024年は芭蕉翁生誕380年に当たり、「おかえり、芭蕉さん ふるさと伊賀へ。」をキャッチフレーズに多くの市民や団体から参画と参加を得て、1年を通してさまざまな記念事業に取り組みました。また、あやま文化センターについては、道の駅をはじめとする民間活用事業に基づく検討に伴い、現在休館となっています。

》》》アンケートによる市民の意識

市が毎年実施している「まちづくりアンケート」と、小・中学生の保護者を対象とした文化芸術に関するアンケートの結果から次の現状と課題がみえてきました。

会場に赴くなどして、文化芸術を鑑賞した人の割合（参画度）は38%であり、「生活・環境」や「健康・福祉」への参画度と比べると低い。（2024年度まちづくりアンケート）

文化芸術に関する習いごと（書道、ピアノ、ダンスなど）をしている子どもの割合が高い一方で、中学生では、文化芸術を体験する機会があまりないと回答する割合が高い。（2024年度保護者アンケート）

》》》課題の整理

文化振興プラン（前期実行計画）の推進によって、それまでの課題が解消されつつある一方で、事業主体者からは依然として「後継者がいない」、「改善策が見つからない」などの意見が寄せられています。アンケート結果、文化関係団体や市の関係課への聞き取りの分析をもとに、参加者と事業主体者それぞれの視点から後期計画に向けた課題などをまとめました。

- ・子どもよりも親が文化芸術に興味を抱かない。
- ・参加をしたくても経済的に余裕はなく、部活動や塾の送迎もあり時間はない。
- ・子どもたちに文化芸術を分かりやすく、関心をもってもらえるように伝える人材が必要である。
- ・文化芸術は敷居が高い。楽器に触れる、絵具や粘土などさまざまな素材に触れる機会は、きっかけづくりになる。
- ・参加者は関係者が多く、幅広い世代や家族、友人同士の参加が少ない。

3. すべての人に ／ 取り組みの視点

》》》すべての人に

文化芸術は人々の創造性を育み、人が人らしく生きるための原動力となり、人々の心のつながりや多様性を受け入れる心豊かな社会の形成に寄与するものです。

市民の鑑賞、参加及び創造の機会の充実として、すべての人が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、またはこれを創造する機会の充実を図るため、福祉、教育、多文化共生、観光などの各分野の施策との連携やその他の必要な施策を講じます。

》》》取り組みの視点

家庭、学校、地域、社会で複雑な課題が存在する中で、文化芸術に関わりを持ちたくても生活環境などさまざまな要因で関われない人もいます。

子どもには、文化芸術を鑑賞、体験する機会を確保するとともに、こども基本法6つの基本理念に基づき取り組みます。また、年齢、障がいの有無、経済・社会的な状況に関わらず、誰もが文化芸術に触れ親しむことができるよう、機会の充実を図ります。さらにさまざまな分野とも連携し、「不易流行」が育む心豊かなひと・まちを目指します。

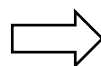
文化芸術の振興（イメージ）

公平・平等

- ・誰もが文化芸術に触れる機会の創出（社会包摂）
- ・さまざまな立場の人が関わる活動の実践（連携・協働）

選択・集中

- ・再評価による活動の選択と集中的な取り組み（価値の創造）
- ・歴史と風土が育む文化芸術の継承（都市文化）



コミュニティの強化

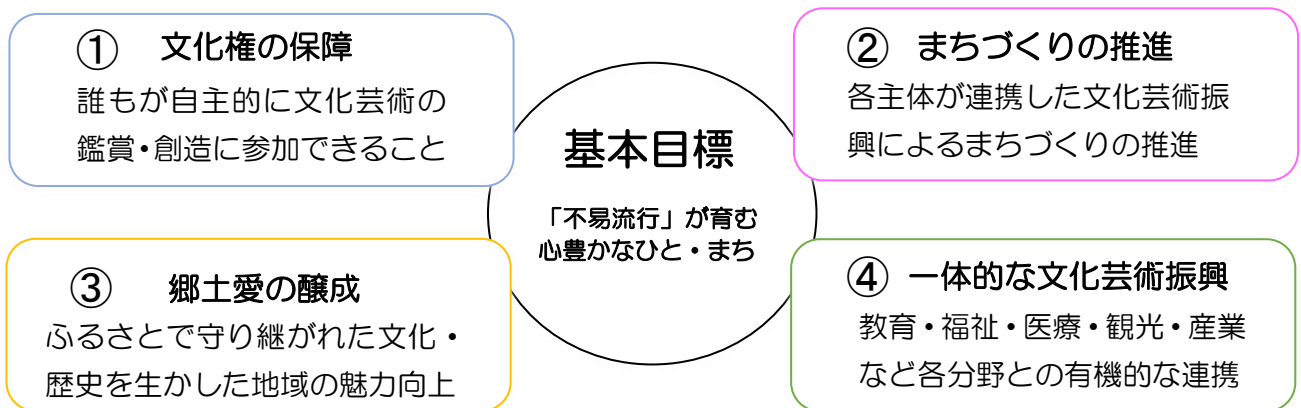
- ・参加者同士のつながり
- ・共感や連帯感の醸成
- ・参加意欲の向上

第3章 基本目標とプランの体系について

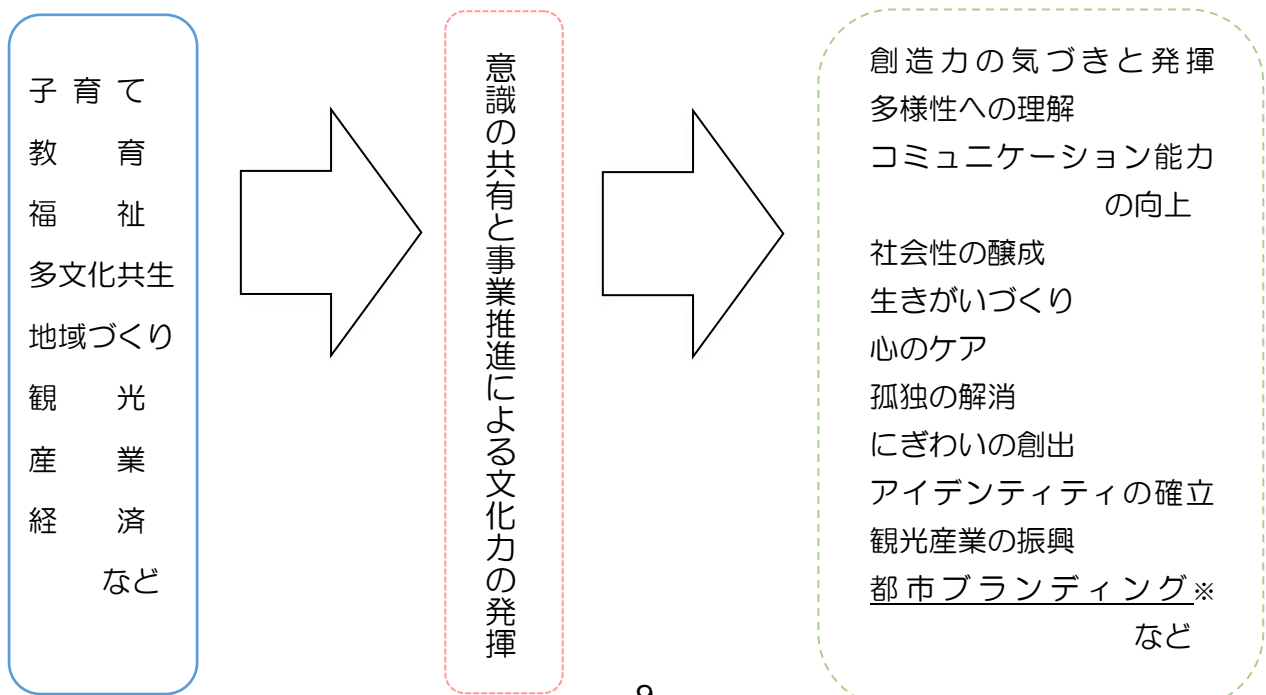
1. プランの基本目標 / 文化の力による社会的課題の解決

》》》4つの基本目標

条例では、市の文化振興の基本理念として①「誰もが鑑賞・創造に参加できるための文化権の保障」、②「各主体の連携によるまちづくりの推進」、③「文化・歴史を生かした地域の魅力向上による郷土愛の醸成」、④「各分野の施策との有機的な連携による一体的な文化芸術振興」の4項目を掲げています。これらをプランの基本目標として位置づけることによって、多様な主体が意識を共有するとともに社会の要請に応じた文化芸術事業を推進し、「文化の力」の発揮による事業成果を社会的課題の解決につなげようとするものです。



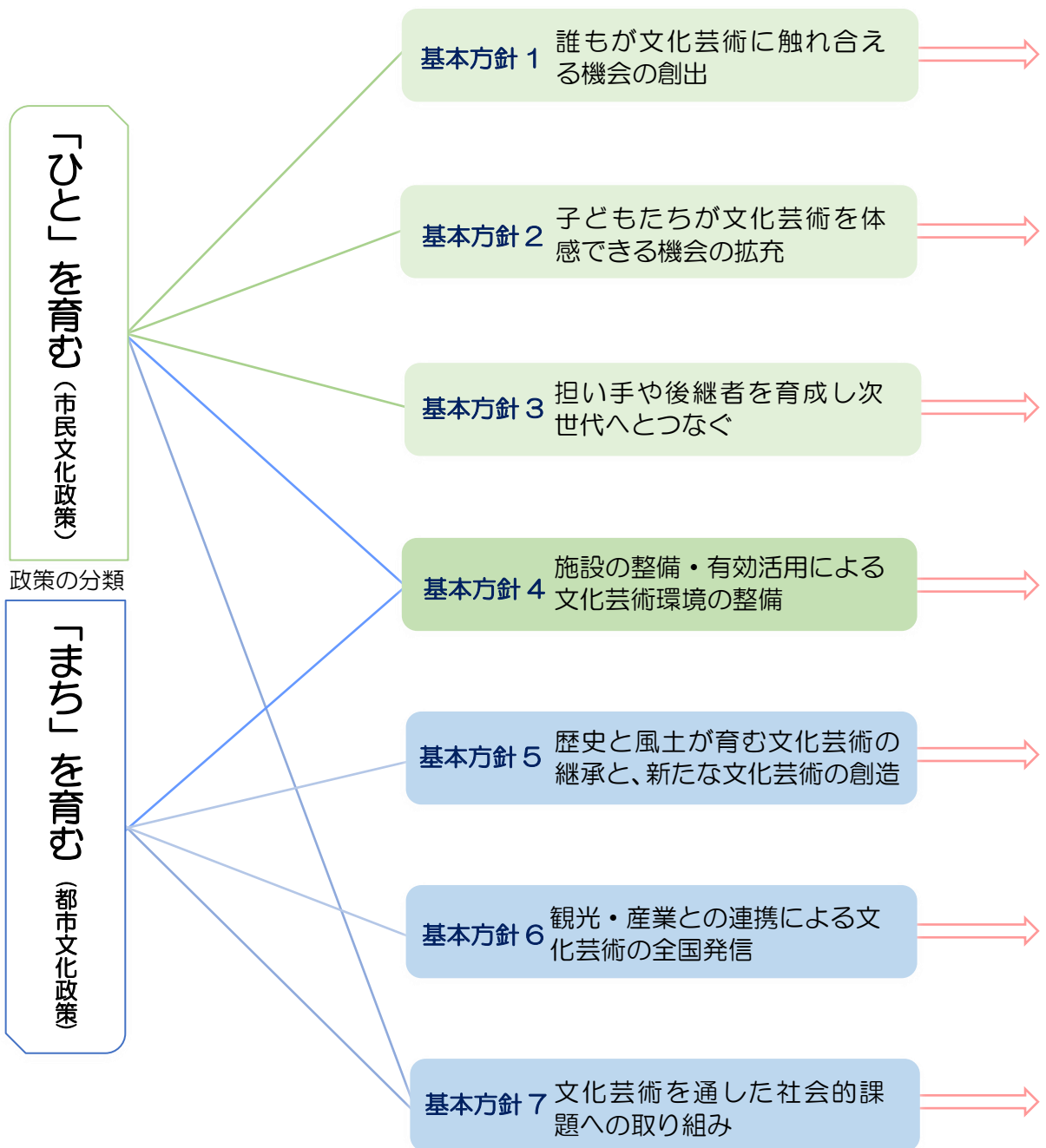
》》》文化の力による社会的課題の解決(イメージ図)



2. プランの体系① 文化政策と基本方針

》》》基本方針に基づいた施策の推進

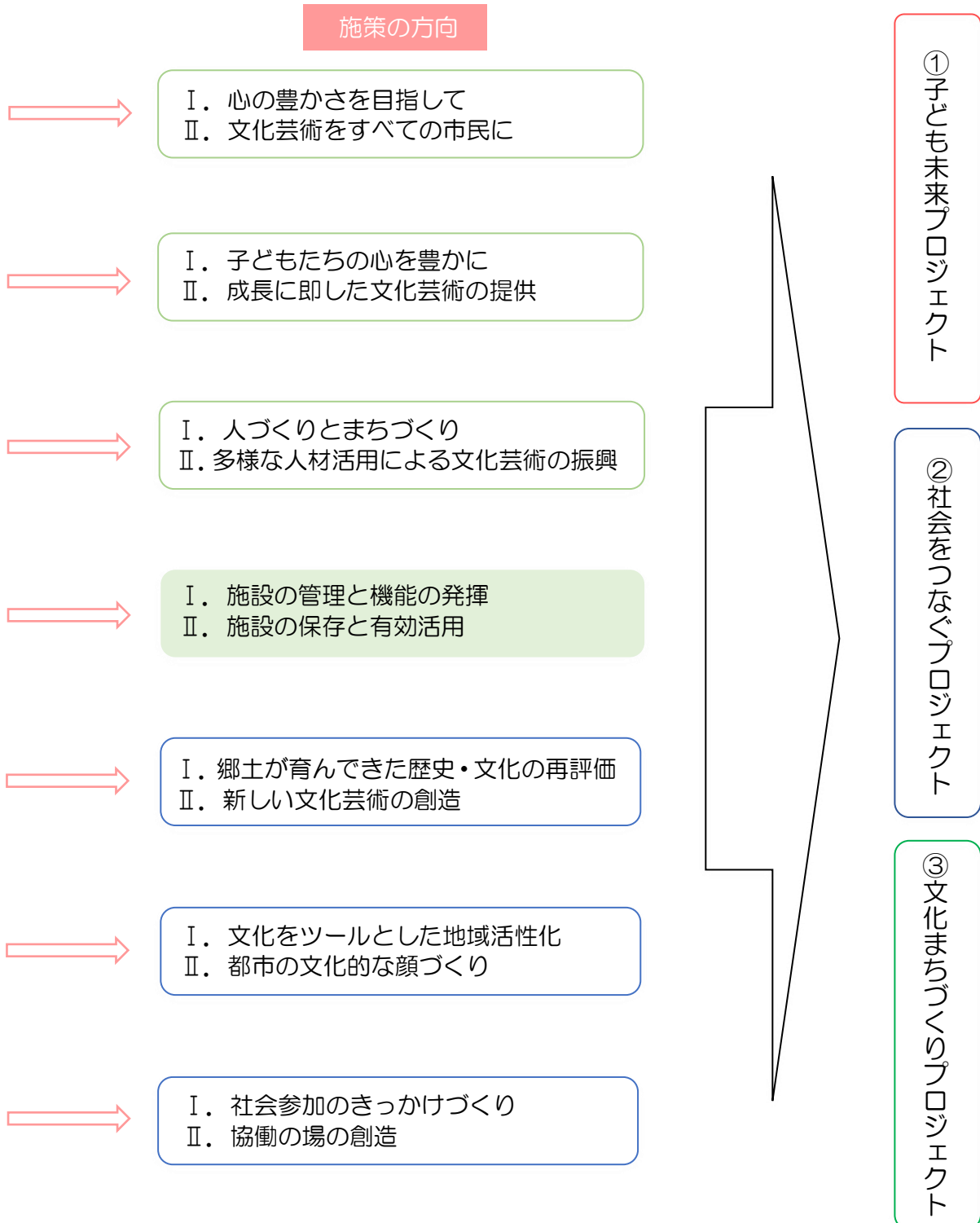
基本目標の実現に向けて、プランではビジョンが掲げる7項目の基本方針に基づいて施策を推進することとします。文化政策（市民文化政策と都市文化政策）と基本方針の関連は次のように示されます。



3. プランの体系② 施策の方向とプロジェクトによる推進

》》》基本方針ごとに施策の方向を示します

7つの基本方針には、それぞれ施策の方向を2項目ずつ定めて事業の推進を図ります。さらに、目的別に3つのプロジェクトを設定し、総合的な取り組みが図れるようにします。



4. 主要な施設の位置付け

文化ホールなどの文化活動に供される施設は、市民をはじめ多くの人々創造性や自主性を育むだけでなく、人と人とのつながりを生み出し、共に生きる絆を形成するための重要な拠点となります。また、地区市民センターや集会所などは、地域の文化活動や芸術鑑賞の場として広く利用されています。

》》》文化ホール

市内のホールについては、公共施設最適化計画を踏まえ、地理的条件や収容人数、過去の活用実績などをもとに、それぞれが持つ機能や特色を生かした運用をします。同時に、教育、福祉、多文化共生などの分野との連携による総合的な取り組みにより、誰も取り残さないという社会包摂を実践するためのプラットフォーム※としての役割を果たす必要があります。

また、災害時には指定緊急避難場所および市指定避難所としての機能も果たすため、有事に備え、ソフト・ハード両側面からの準備が必要です。

》》》地区市民センターなど

地区市民センターや集会所などは、地域住民にとって身近な活動拠点であり、地域の伝統芸能や文化活動の拠点としても利用されることが多いです。講座やワークショップなどの開催により、趣味やスキルを学ぶ機会を得ることができます。また、音楽や舞踊の練習、それらの展示や発表の場でもあります。各施設においては、これらを必要とする人々に等しく普及・浸透を図る視点が重要となります。

》》》文化財施設

国史跡旧崇広堂をはじめ、県指定文化財である旧小田小学校本館、入交家住宅などの文化財施設は、後世へ引き継ぐべき貴重な文化財として、その価値を周知するだけでなく、美術や音楽といった芸術活動の成果を示す場としても活用実績を重ねています。

》》》美術館・博物館・図書館

2020年に開館した「伊賀市ミュージアム青山讃頌舎」は、今後も市民に優れた芸術作品を提供する文化拠点を担います。また、老朽化が課題の芭蕉翁記念館については、新しい芭蕉翁を顕彰する施設の整備を計画しています。

さらに、2026年は「旧上野市庁舎 SAKAKURA BASE」に多くの人々が本と出会い、人が出会い集いつながり、交流する新しい図書館を開館します。

これらの施設は伊賀の歴史と文化を未来へ伝える役割を担い、市民とともに成長することを目指しています。

第4章 7つの基本方針と3つのプロジェクト

1. 施策推進の図式化について

》》》取り組みを図で表します

プランの推進にあたっては、7項目の基本方針ごとに施策Ⅰおよび施策Ⅱに分けて方向を定めます。その取り組みの様子や関係性を明らかにする上で、次のように図式化して示すこととします。また、SDGsのアイコンを掲載し、各施策との関連を示します。

■取り組みの主体

市民、地域、事業者が中心となるもの・・・・・・・・・・市民・地域・事業者
 行政（市・教育委員会）が中心となって進めるもの・・・・・・・・・・行政
 公益文化団体が中心となって進めるもの・・・・・・・・・・公益

■取り組みの様態

- ◎……取り組みの主体となるもの（事業の主催者など）
 ○……複数の主体が協力・連携・協働するもの

■図 式（記載例）

取り組み	市民 地域 事業者	行政	公益
・ ＊ ＊ 公演、 ＊ ＊ 芸術などの鑑賞機会の拡充		○	◎
・ 学校における ＊ ＊ の鑑賞、体験の充実		○	◎
・ ＊ ＊ による作品の発表の場の拡充	◎	◎	◎

■SDGsの視点（掲載例）



2-1. 基本方針① 誰もが文化芸術に触れ合える機会の創出（施策の方向Ⅰ）

高齢者や子ども、障がい者、働いている人、子育てをしている人、介護をしている人など、すべての市民が文化芸術に親しむことができるよう、福祉、医療、教育の各分野と連携を深め、鑑賞・活動の機会を創出します。

また、これまであまり文化や芸術に触れることがなかった人々にも、それを身近に感じられるような場やきっかけを提供していきます。

■施策の方向Ⅰ 心の豊かさを目指して

文化芸術は、自由な発想や創造的な活動によって生み出されます。その活動は他人からの干渉を受けるものではなく、自主性と創造性が尊重されるものです。誰もが文化芸術活動の受け手や送り手として参加できるようにし、心の豊かさがもたらされることを目指します。

取り組み	市民 地域 事業者	行政	公益
・生の音楽や舞台芸術などに触れる	◎	◎	◎
・展覧会などで芸術作品を鑑賞する	◎	◎	◎
・文化芸術の創造や体験ができる場に参加する	◎	◎	◎
・市民の自主的な文化芸術活動の取り組み	◎	○	○
・図書館、学校、集客施設、待合室などにおける読書環境の推進	◎	◎	◎
・文化情報の積極的な発信	◎	◎	◎

《取り組みの主体および協力、連携、協働するものの例》

市民・地域・事業者＝市民・文化芸術団体・ギャラリーなど

行政＝文化振興課・生涯学習課・図書館など

公益＝文化都市協会・前田教育会・伊賀文化産業協会・芭蕉翁顕彰会・東洋文化資料館
青山讃頌舎



2-2. 基本方針① 誰もが文化芸術に触れ合える機会の創出（施策の方向Ⅱ）

高齢者や子ども、障がい者、働いている人、子育てをしている人、介護をしている人など、すべての市民が文化芸術に親しむことができるよう、福祉、医療、教育の各分野と連携を深め、鑑賞・活動の機会を創出します。

また、これまであまり文化や芸術に触れることがなかった人々にも、それを身近に感じられるような場やきっかけを提供していきます。

■施策の方向Ⅱ 文化芸術をすべての市民に

すべての市民が希望や誇りを抱けるよう、文化の力で一人ひとりの存在の違いを認め合う社会の構築を目指します。誰もが文化芸術に触れ、参加できる環境を高めるため、日常の環境下では文化芸術活動への参加が困難な人たちとの接点を見出します。そして福祉、医療、教育、産業、観光などの分野と連携しながら、福祉施設や医療機関、学校や企業などへのアウトリーチ※事業を行い、鑑賞や体験、活動の機会を作り出します。

取り組み	市民 地域 事業者	行政	公益
・文化芸術活動への参加が困難な人たちへのアウトリーチ事業の推進		○	◎
・障がい者による創作活動の支援や発表の場の確保	◎	○	◎
・多文化交流機会の充実	◎	◎	◎
・異なる分野との連携	◎	◎	◎

《取り組みの主体および協力、連携、協働するものの例》

市民・地域・事業者＝市民・文化芸術団体・社会福祉法人（福祉施設）・医療機関
国際交流協会・NPO

行政＝文化振興課・介護高齢福祉課・障がい福祉課・多文化共生課など

公益＝文化都市協会・前田教育会・芭蕉翁顕彰会



3-1. 基本方針② 子どもたちが文化芸術を体感できる機会の拡充（施策の方向Ⅰ）

文化芸術を楽しむ素地を作り、豊かな感性と創造性を育むため、文化芸術の鑑賞や体験、アーティストなどとの交流など、文化芸術に親しむ機会を充実させます。また、学校教育との連携強化を図ります。

■施策の方向Ⅰ 子どもたちの心を豊かに

文化芸術は、子どもたちに大きな影響を与えます。幼い頃から音楽や芸術に触れ、体験することによって、想像力や表現力が高まり、豊かな感性が育まれます。そして、人を思いやり、他の存在を認める心の豊かさにつながるとされています。このような感性や心の豊かさが、家庭や学校、地域でのコミュニケーションの促進となり、世代間交流にもつながります。

取り組み	市民 地域 事業者	行政	公益
・児童生徒が学校で音楽や伝統芸能などに触れる機会の充実		◎	◎
・児童生徒が体験を通して文化芸術を学ぶ機会の充実		◎	◎
・園児、児童生徒による文化芸術表現の場の拡充	◎	◎	◎
・図書館に親しみ、読書への意欲を高める事業の拡充	○	◎	
・伝統芸能や民俗行事への子どもの参加の推進	◎	○	○

《取り組みの主体および協力、連携、協働するものの例》

市民・地域・事業者＝市民・文化芸術団体・社会福祉法人

行政＝学校教育課・図書館・文化財課・商工労働課・保育幼稚園課など

公益＝文化都市協会・前田教育会・芭蕉翁顕彰会



3-2. 基本方針② 子どもたちが文化芸術を体感できる機会の拡充（施策の方向Ⅱ）

文化芸術を楽しむ素地を作り、豊かな感性と創造性を育むため、文化芸術の鑑賞や体験、アーティストなどとの交流など、文化芸術に親しむ機会を充実させます。また、学校教育との連携強化を図ります。

■施策の方向Ⅱ 成長に即した文化芸術の提供

子どもたちがより多くの文化芸術に触れるには、文化ホールや学校、公民館などをはじめ、地域行事などでさまざまな文化芸術に出会う機会をつくる必要があります。それには、乳児期から青年期まで、子どもの成長や興味に即した段階的な幅広い事業に取り組むことが、想像力や表現力の向上に有効と考えられます。

取り組み	市民 地域 事業者	行政	公益
・家族で文化芸術と出会う機会の拡充	◎	○	○
・乳幼児期から成長に則して、文化芸術に接する機会の充実	○	○	◎
・文化芸術を取り入れた子育て支援事業の推進		◎	◎
・子どもたちが多様な文化芸術に接し、感受性や表現力が養える場の充実	○	○	◎
・子どもたちを対象にした生涯学習活動の推進	○	◎	◎

《取り組みの主体および協力、連携、協働するものの例》

市民・地域・事業者＝市民・文化芸術団体・社会福祉法人など

行政＝文化振興課・こどもの育ち支援課子育て支援室・保育幼稚園課・学校教育課・生涯学習課など

公益＝文化都市協会・前田教育会・芭蕉翁顕彰会



4-1. 基本方針③ 担い手や後継者を育成し次世代へとつなぐ（施策の方向Ⅰ）

担い手が減りつつある伝統文化や各分野の後継者が、意欲と誇りを持って活動できるよう、市民、地域、行政、事業者などが、開かれた活動の場を作り、担い手の育成、定着に努めます。

■施策の方向Ⅰ 人づくりとまちづくり

文化芸術活動に携わる人材の確保と育成を進め、地元出身・在住のアーティストが活躍できる社会づくりを目指します。それらの人材が地域イベントなどで活躍することによって、まちづくりの取り組みを継続的なものとします。それにより市民の文化に対する関心や意識が高まり、市民が主体的に文化芸術活動に携わる動機となり得ます。

取り組み	市民 地域 事業者	行政	公益
・アーティストが活躍できるイベントの開催	◎		◎
・アーティストの活動支援や育成および発表の場の確保	◎	○	◎
・福祉、教育施設などへのアーティストの派遣（公演・ワークショップ）		○	◎
・伝統産業（伊賀焼、伊賀組紐など）の芸術作品としての振興や人材育成	◎	○	◎
・地域の歴史や伝統を異なる世代で学び共有し世代間交流を図る	◎	○	◎
・分野連携による事業推進のための各種ボランティアの結成と育成	◎	◎	◎

《取り組みの主体および協力、連携、協働するものの例》

市民・地域・事業者＝市民・文化芸術団体・伝統産業関係団体・社会福祉法人
 行政＝文化振興課・障がい福祉課・保育幼稚園課・商工労働課・学校教育課など
 公益＝文化都市協会・前田教育会・芭蕉翁顕彰会



4-2. 基本方針③ 担い手や後継者を育成し次世代へとつなぐ（施策の方向Ⅱ）

担い手が減りつつある伝統文化や各分野の後継者が、意欲と誇りを持って活動できるよう、市民、地域、行政、事業者などが、開かれた活動の場を作り、担い手の育成、定着に努めます。

■施策の方向Ⅱ 多様な人材活用による文化芸術の振興

文化をツールとしたまちづくりを推進するには、さまざまなジャンルにおいて文化活動を効果的に推進できる企画力や実行力を持ったプロデューサーやコーディネーターの育成や活用が必要です。それらの人々が、地元の伝統芸能の保存、継承のための人材として力を発揮するなどして、新たな文化芸術を本市にもたすための役割を果たすこととなります。

取り組み	市民 地域 事業者	行政	公益
・伝統芸能や民俗行事などの人材確保や育成	◎	○	○
・文化芸術活動をプロデュースできる人（組織）の育成と支援	◎		◎
・文化芸術活動に参画できる人材の発掘	◎	○	◎
・アーティストが暮らし、創り、発表できる場の創造	◎	◎	◎

《取り組みの主体および協力、連携、協働するものの例》

市民・地域・事業者＝市民・伝統行事関係者・文化芸術団体

行政＝文化振興課・文化財課・中心市街地推進課など

公益＝文化都市協会・前田教育会・芭蕉翁顕彰会・東洋文化資料館青山讃頌舎



5-1. 基本方針④ 施設の整備・有効活用による文化芸術環境の整備（施策の方向）

市民文化全体の発展を見据え、文化芸術活動を支えるため、効果的、効率的な施設のあり方を検討しながら文化芸術環境づくりを進めます。

■施策の方向Ⅰ 施設の管理と機能の発揮

文化施設は、あらゆる年代層の市民が集い、交流することによって、コミュニティ形成のための地域拠点となる可能性を持っています。また、施設を拠点として地域にさまざまな文化芸術の発信（アウトリーチ活動）をすることも、文化施設の機能のひとつに挙げられます。このため、それぞれの施設の特성에応じて、指定管理者制度など民間活力を生かした効果的、効率的な施設の管理・運営を行い、機能が十分に発揮されるよう取り組みます。

取り組み	市民 地域 事業者	行政	公益
・文化施設を利用する人の満足度の向上		○	◎
・文化芸術活動のための練習や稽古、研鑽の場の活用推進		◎	◎
・文化施設の適切な保存管理と積極的な活用	○	◎	◎
・文化施設の総合的な活用推進計画の策定	○	◎	○

《取り組みの主体および協力、連携、協働するものの例》

市民・地域・事業者＝市民・文化芸術団体・社会福祉法人

行政＝文化振興課など

公益＝文化都市協会・前田教育会・芭蕉翁顕彰会・伊賀文化産業協会



5-2. 基本方針④ 施設の整備・有効活用による文化芸術環境の整備(施策の方向Ⅱ)

市民文化全体の発展を見据え、文化芸術活動を支えるため、効果的、効率的な施設のあり方を検討しながら文化芸術環境づくりを進めます。

■施策の方向Ⅱ 施設の保存と有効活用

20 世紀遺産 20 選に選ばれた文化的景観を舞台とした文化芸術活動に取り組み、地域資源としての価値を市内外に広めます。多くの文化財施設は、いずれも貴重な文化遺産であるとの認識のもと、着実に保存と公開に努めます。また、これらの施設を活用し、文化芸術活動を積極的に展開します。一方で、発掘や寄贈などによって収集された埋蔵文化財や歴史資料、美術品などを集中的に管理するための施設の確保も必要です。これらの保管品は資料化し、ホームページや冊子、特別展示などで公開し、文化遺産として次代に引き継ぎます。

取り組み	市民 地域 事業者	行政	公益
・歴史的建造物を活用したアート作品の展示や公演活動	○	○	◎
・指定文化財などの貴重な資料・史料の公開(展覧会含む)		◎	○
・公的に収集(寄贈含む)した芸術作品などの保管		◎	◎
・収集品の資料化(データベース化)と公開展示		◎	○
・観光や産業の振興につながる文化財施設の有効活用	○	○	◎
・文化ホール、文化施設の改修など		◎	◎

《取り組みの主体および協力、連携、協働するものの例》

市民・地域・事業者＝市民・文化芸術団体

行政＝文化財課・文化振興課・観光振興課・商工労働課など

公益＝文化都市協会・前田教育会・伊賀文化産業協会・芭蕉翁顕彰会



6-1. 基本方針⑤ 歴史と風土が育む文化芸術の継承と新たな文化芸術の創造（施策の方向Ⅰ）

郷土の文化を知り市民の財産として分かち合うことで、伊賀市民としての誇りを育てます。伝統文化を守り先人を顕彰するとともに、先人が残した文化芸術の未来への持続的発展と、新たな文化芸術の創造に向け取り組みます。

■施策の方向Ⅰ 郷土が育んできた歴史・文化の再評価

本市は豊かな歴史遺産に恵まれており、生活の一部として引き継がれる民俗文化、伝承芸能、祭礼や行事、さらには地域固有の伝統産品、そして松尾芭蕉に代表される伊賀に生まれ育った先賢とその功績に目を向けることは、わがまちに対する誇り（シビックプライド）を抱くことにつながります。これらの地域特性をもとにして、伊賀らしい文化の創造と振興を目指します。

取り組み	市民 地域 事業者	行政	公益
・松尾芭蕉の顕彰による俳句のまちづくりの推進	○	◎	◎
・俳句に親しむ事業の推進（講座・吟行・企画展など）	◎	◎	◎
・郷土の伝統的な祭礼や行事などの保存と継承	◎	○	○
・文化財の適切な保存管理と積極的な活用	○	◎	○
・文化芸術分野で活躍した先人の顕彰と遺産の活用	◎	◎	◎
・豊かな自然の保全と自然に親しむ活動の推進	◎	◎	◎

《取り組みの主体および協力、連携、協働するものの例》

市民・地域・事業者＝市民・文化芸術団体・伝統行事保存団体
 行政＝文化振興課・文化財課・空き家対策室・生涯学習課など
 公益＝芭蕉翁顕彰会・文化都市協会・前田教育会



6-2. 基本方針⑤ 歴史と風土が育む文化芸術の継承と新たな文化芸術の創造（施策の方向Ⅱ）

郷土の文化を知り市民の財産として分かち合うことで、伊賀市民としての誇りを育てます。伝統文化を守り先人を顕彰するとともに、先人が残した文化芸術の未来への持続的発展と、新たな文化芸術の創造に向け取り組みます。

■施策の方向Ⅱ 新しい文化芸術の創造

創り手の感性や創造力が発揮された芸術性の高い作品に触れることは、人々に新たな感動を生みます。これら芸術作品の展示を繰り返し行うことで、市民の間に文化芸術に対する新たな意識を生むことが可能となります。市民の文化意識の高まりによって、作家が創作拠点として市内に定着するなど、新たな刺激や動きによる文化を中心とした地域づくりの促進や交流の進展が期待されます。

取り組み	市民 地域 事業者	行政	公益
・全国レベルの優れた芸術作品の鑑賞機会の拡充	○	◎	◎
・商工団体などとの連携による芸術作品の展示や講演活動など	◎	◎	◎
・アーティストが活躍できるイベントの開催〔再掲〕	○		◎
・アーティストが暮らし、創り、発表できる場の創造〔再掲〕	◎	◎	◎
・新たな分野や表現手法による芸術作品の公開	◎	○	◎

《取り組みの主体および協力、連携、協働するものの例》

市民・地域・事業者＝市民・事業者・文化芸術団体

行政＝文化振興課・商工労働課・中心市街地推進課など

公益＝文化都市協会・前田教育会



7-1. 基本方針⑥ 観光・産業との連携による文化芸術の全国発信（施策の方向Ⅰ）

文化芸術が育む創造性は、まちの付加価値を高め、都市ブランドを確立します。観光や産業の分野と連携を深め、伊賀市の持つ文化価値を発信します。

■施策の方向Ⅰ 文化芸術をツールとした地域活性化

にぎわいや観光など、地域経済の活性化にもつながる施策に文化芸術により生み出されるさまざまな価値を広く反映させることで、相乗効果による地域振興が期待されます。市民、行政、各種団体などの協働によって取り組む従来の事業をさらに推進し、都市の魅力向上や市のイメージアップにつなげます。

取り組み	市民 地域 事業者	行政	公益
・観光事業と文化芸術事業の連携による地域振興	◎	◎	◎
・商工団体などとの連携による芸術作品の展示や公演活動など〔再掲〕	◎	○	◎
・子どもたちの手作り作品が地域や事業者と連携する事業の促進	◎	○	◎
・地域検定の推進	◎	○	○

《取り組みの主体および協力、連携、協働するものの例》

市民・地域・事業者＝観光団体・産業団体・事業者・文化芸術団体

行政＝文化振興課・観光振興課・商工労働課・学校教育課など

公益＝文化都市協会・前田教育会・伊賀文化産業協会・芭蕉翁顕彰会



7-2. 基本方針⑥ 観光・産業との連携による文化芸術の全国発信（施策の方向Ⅱ）

文化芸術が育む創造性は、まちの付加価値を高め、都市ブランドを確立します。観光や産業の分野と連携を深め、伊賀市の持つ文化価値を発信します。

■施策の方向Ⅱ 都市の文化的な顔づくり

市の知名度、認知度のアップによる都市イメージの向上のため、さまざまな文化遺産の魅力を市内外に発信するとともに、都市の文化的な「顔づくり」として、誰もが親しめる俳句のまちづくりをはじめ、観光や産業の振興につながる事業を展開します。

取り組み	市民 地域 事業者	行政	公益
・松尾芭蕉の顕彰による俳句のまちづくりの推進 [再掲]	○	◎	◎
・文化情報の積極的な発信[再掲]	◎	◎	◎
・都市文化や市民文化を内外にアピールするための意匠の統一	◎	◎	◎
・新たな文化芸術の誘導(移入)による都市の新たな顔づくり	◎	◎	◎
・観光や産業の振興につながる文化財施設の有効活用	○	○	◎

《取り組みの主体および協力、連携、協働するものの例》

市民・地域・事業者＝市民・文化芸術団体・事業者

行政＝文化振興課・文化財課・観光振興課・中心市街地推進課など

公益＝芭蕉翁顕彰会・文化都市協会・前田教育会・伊賀文化産業協会



8-1. 基本方針⑦ 文化芸術を通じた社会的課題への取り組み（施策の方向Ⅰ）

市の社会的課題に対して、文化芸術の持つコミュニケーション力や表現力、共感力、想像力などの社会包摂機能を活かし、解決に取り組めます。

■施策の方向Ⅰ 社会参加のきっかけづくり

人口減少、少子高齢化、後継者不足などに起因するさまざまな課題に向き合うため、より多くの人に参加できる事業を推進します。文化芸術活動に参加することが、コミュニケーションの醸成や社会参加の契機となるよう、文化芸術の意義と価値に対する市民の理解を高めながら、住みよさや生きがいを実感できる地域づくりを目指します。

取り組み	市民 地域 事業者	行政	公益
・市民の文化芸術活動における協働や共同制作の取り組み	◎	○	○
・すべての人が文化芸術に出会う機会の創出		○	◎
・自主的な生涯学習活動の取り組み	◎	○	○
・市民の生涯学習活動への支援		◎	○
・文化芸術イベントなどへの参加による居場所づくり	○	○	◎

《取り組みの主体および協力、連携、協働するものの例》

市民・地域・事業者＝市民・文化芸術団体・社会福祉法人

行政＝文化振興課・多文化共生課・生涯学習課・文化財課・こども政策課・学校教育課
介護高齢福祉課など

公益＝文化都市協会・前田教育会・芭蕉翁顕彰会・伊賀文化産業協会



8-2. 基本方針⑦ 文化芸術を通じた社会的課題への取り組み（施策の方向Ⅱ）

市の社会的課題に対して、文化芸術の持つコミュニケーション力や表現力、共感力、想像力などの社会包摂機能を活かし、解決に取り組めます。

■施策の方向Ⅱ 協働の場の創造

障がい者の文化芸術活動の発表の場の確保、文化芸術を通じた多文化共生への取り組み、事業者による文化芸術活動との連携・協力など、それぞれの主体が活発に参加できる場を創造し、異なる主体の新たな協働が市民全体の活力となるよう取り組みます。

取り組み	市民 地域 事業者	行政	公益
・福祉、医療、多文化共生などの分野連携による文化芸術活動の推進	○	○	◎
・教育機関との連携による小中学生を対象とした文化芸術活動の推進		○	◎
・観光事業と文化芸術事業の連携による地域振興〔再掲〕	◎	◎	◎
・文化芸術を中心としてさまざまな立場の人が参画、活動する場の創設	◎	○	◎
・各種ボランティアの連携事業への参画	◎	○	○

《取り組みの主体および協力、連携、協働するものの例》

市民・地域・事業者＝市民・文化芸術団体・社会福祉法人・医療機関・観光団体・多文化共生団体・NPO

行政＝文化振興課・医療福祉政策課・障がい福祉課・多文化共生課・観光振興課・学校教育課・生涯学習課・文化財課・人権政策課など

公益＝文化都市協会・前田教育会・芭蕉翁顕彰会・伊賀文化産業協会



9. プロジェクト化による総合的な文化振興

》》》3つのプロジェクト

プランでは、ビジョンが掲げる7項目の基本方針に基づいて施策の推進にあたるほか、各施策を適正かつ円滑に推進するための総合的な態勢づくりとして、次の3つのプロジェクトを設定しています。

3プロジェクトは、子どもたちの10年後20年後の将来のために先行投資する「子ども未来プロジェクト」、社会包摂の理念をもとに、あらゆる立場の人々が参画できる市民文化の形成を目指す「社会がつながるプロジェクト」、そして、文化力を地域づくりに繋げるための仕組みの構築を目的とする「文化まちづくりプロジェクト」いずれも、各施策の事業内容に反映しながらその成果を検証し、計画期間での改善を目指します。

プロジェクト化による総合的な文化振興

1

子ども未来プロジェクト

キーワード：子どもたちの将来への先行投資

2

社会がつながるプロジェクト

キーワード：「文化の力」で社会がつながる

3

文化まちづくりプロジェクト

キーワード：都市文化の形成

10. プロジェクト① 子ども未来プロジェクト

1 子ども未来プロジェクト

～子どもたちの将来への先行投資～

■プロジェクトの目的

幼少期の体験は、子どもにとって将来の礎となることがあります。特に文化芸術の経験は想像力や表現力を高め、多様性が育つという見方があり、子どもたちの成長過程において文化芸術は不可欠の存在といえます。

同時に、都市の文化的な成長、あるいは都市全体としての将来を考えたとき、やがて社会を支える子どもたちに本物の音楽や演劇などの鑑賞、創意あふれる優れた芸術作品に触れる機会を保障することが重要な課題となります。

従って、将来を担う子どもたちのために文化芸術を提供することは、10年後20年後の社会に対する先行投資となるものです。

本プロジェクトでは、そうした考え方をもとに、子どもたちに何をどう提供すればより成果を生むか、どのようなサポートが必要かなどの視点を持ちながら、さまざまな形で子どもたちにアクセスし、将来への期待とするものです。

主な事業

- ・ 学校アウトリーチ
- ・ チャイルドクラシックプログラム
- ・ ファミリーコンサート
- ・ 読み聞かせ会
- ・ 陶芸教室
- ・ こども俳句会
- ・ こども蕉門大学 など

▽学校アウトリーチ



11. プロジェクト② 社会がつながるプロジェクト

2 社会がつながるプロジェクト

～「文化の力」で社会がつながる～

■プロジェクトの目的

現代社会において、私たちは多様な価値観や背景を持つ人々と共に生活しています。その中で、文化芸術の力は、多様な人々が互いを認め合い、支え合う地域共生社会を実現するための重要な基盤・推進力となります。

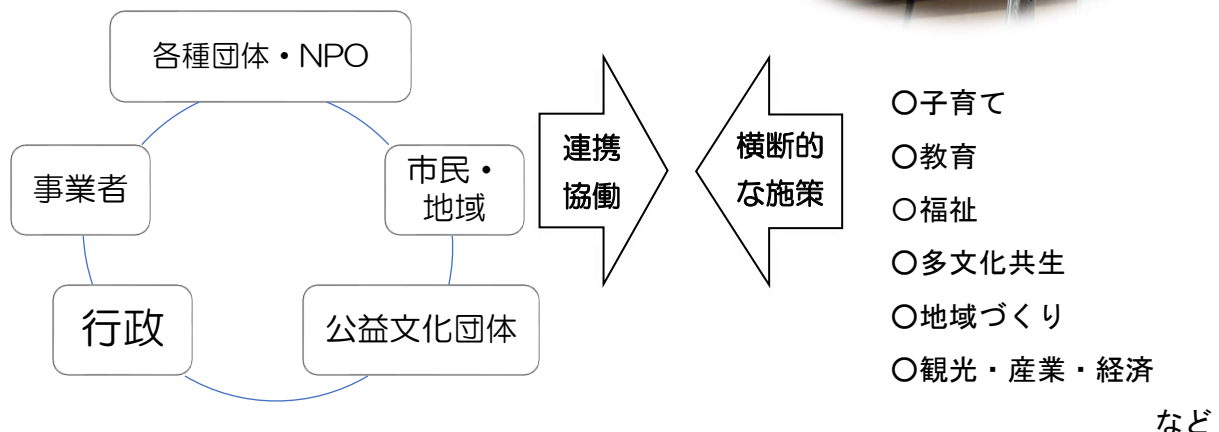
人口減少や社会構造の変化により人と人とのつながりが弱まるなか、地域の文化活動や伝統行事への参加は、住民同士の会話が生まれ、支え合いとなり、住民自治協議会の組織力の向上が期待できます。

障がい者、高齢者、外国人、生活困窮者を含むすべての人が文化芸術に触れ、感動や喜びを共感しあえる場の提供によって、孤立感を軽減し、「住みよさの実感」につながる市民文化の形成を図ることを目指します。

主な事業

- ・ 多文化共生センター事業（世界の文化体験）
- ・ 国際交流フェスタ
- ・ 人権を考える市民の集い
- ・ 障がい者の社会参加につながる作品展
- ・ 福祉領域アウトリーチ
- ・ 祭り文化の保存と継承 など

▽障がい者の社会参加につながる作品展
（伊賀鉄道ギャラリー列車）



12. プロジェクト③ 文化まちづくりプロジェクト

3 文化まちづくりプロジェクト

～ 都市文化の形成 ～

■プロジェクトの目的

本市は俳聖・松尾芭蕉の生誕地であることから、「俳句のまちづくり」を軸としながら、豊富な歴史・文化遺産を生かすための多様な「地域の顔づくり」も求められています。

これらの文化のまちづくりには、市民が培った経験や知見を文化振興に生かし、公益文化団体や実行委員会などが取り組んできた実践手法などを活用し、市民の主体性や横のつながりをまちづくりに生かせるような、より良い協働の姿を目指します。

また、豊富な歴史・文化遺産に恵まれた本市の特色を生かす事業の展開によって、市民がわがまちに誇りを持つシビックプライドの醸成にも役立ちます。

主な事業

- ・ 芭蕉祭 ・ 上野城薪能 ・ 市民文化祭 ・ 市展いが ・ 上野天神祭
- ・ 悠々セミナー ・ デジタルミュージアム秘蔵の国 伊賀
- ・ ライトアップイベント「灯りの城下町」 ・ 日本遺産事業 など

▽芭蕉祭



▽上野城薪能



第5章 プランの推進について

1. 評価指標の設定

》》》 評価指標を定めて成果を見渡します

プランの進行状況を判断するため、3つの評価指標を設け評価と検証を行います。文化芸術の振興に関係するさまざまな取り組みを推進することで現状値を高め、プランの後期最終年度となる2030（令和12）年度の目標値を右の数値のとおりに定めます。

なお、今後の事業展開を踏まえて適宜、評価指標を見直すものとします。

指標①子どもたちのために

過去1年間で文化芸術に触れ親しんだ
子どもの割合

※保護者アンケートからの抽出

（対象：小学生2.4.6年生・中学生2年生）

87%



100%

※令和6年度調査

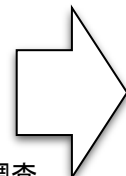
芸術体験格差が生じないよう、すべての子どもが文化芸術に触れることができるよう、学校アウトリーチなどを通じて音楽や伝統工芸などの魅力を伝え、また子どもを対象とする生涯学習などを展開し、参加者の増加に努めます。

指標②誰もが文化に親しむ

子育て世代、高齢者、および障がい者のいる家庭が文化・芸術の取り組みに満足している割合

※市民アンケートからの抽出

×%



××%

※令和7年度調査

すべての市民に文化芸術が身近な存在となるよう、文化芸術の範囲、その波及効果を発信し、文化芸術に親しむ機会を提供します。

指標③さまざまに手をつなぐ

文化・芸術を基盤にした、分野が異なる団体や個人が連携・協働した事業の年間件数

47件



60件

※令和7年度実績

異なる主体が知識や経験を持ち寄って一つの事業に取り組み、より良い効果を生むことで市民の生活向上や都市形成に寄与できるよう、連携・協働のまちづくりを推進します。

2. プランの推進体制

》》》プランを実りあるものにするために

プランの推進にあたっては、市民アンケートや関係団体のヒアリングを軸として、市民文化団体や公益文化団体などによる単体としての事業のほかに、教育、福祉、医療、多文化共生、観光、産業、まちづくりなどの分野との協力・連携・協働によって、成果を市民文化や都市文化の発展につなげます（3ページの図表参照）。そのための具体的な方策として、次の取り組みを進めます。

■各種団体の意見交換の場を設けます

文化芸術に対する市民（地域や事業者などを含む。以下「市民など」という。）と行政、公益文化団体による意見交換会を定例化し、相互の取り組みに理解を深めるとともに、協力・連携・協働について話し合います。

■文化情報の共有と積極的な情報発信

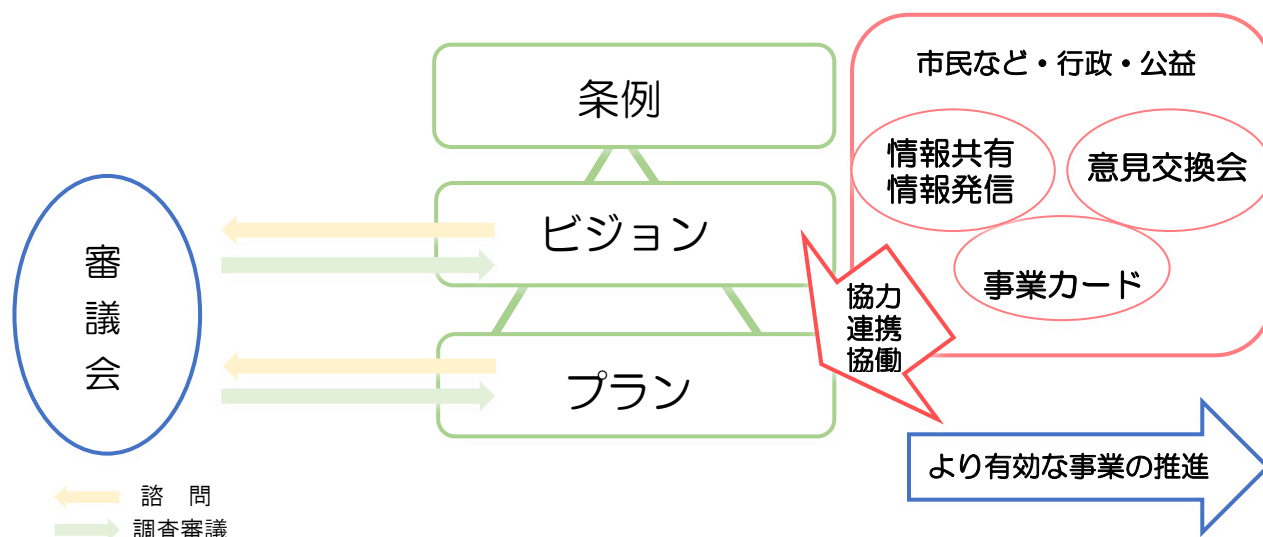
市民などと行政、公益文化団体は事業の告知や参加者募集など、それぞれが情報発信に努めるほか、広く市民などの意見を集約するとともに、広報活動の共有化によって各主体の連携を深めます。

■事業カードで成果や課題を共有します

市内で行われる各種の文化芸術活動を把握し、その成果や課題を共有するとともに次年度以降の事業のあり方を検討する資料として、市は取り組みの名称や内容、目的などを記載する「事業カード」を作成します。このカードは市民文化団体など誰もが記載・活用できるようにし、回収したカードの記載内容を参考として、行政や公益文化団体の取り組みにも反映します。

》》》プランの評価と進行管理

プランについては、P D C A サイクル※を取り入れた内部評価のほかに、作成時および改訂時には審議会の事前の調査審議を必要とし、審議会はプランの進行管理を担います。条例やビジョンに基づいた市の文化政策の方向性を逸脱することのないよう、プランに記載のない施策の方向に際しては審議会の調査審議を経るものとします。



第6章 基本方針に基づく主な事業

7つの基本方針を推進するため、それぞれの施策の方向に沿った事業に取り組みます。すでに実施実績がある事業を基本方針や施策の方向に沿って継続するほか、プランの計画期間である5年以内に着手すべき事業や、実現に向けて検討する事業も含まれます。

《一覧表について》

基本方針別に施策の方向（下段のⅠ、Ⅱ）と共に、主な事業を順不同で掲載しています。課（館）の名称があるのは主体が伊賀市であることを示します。公益文化団体については「公益財団法人」を略しました。

※ここに掲載の事業は本プラン策定時のものであり、一例です。

基本方針① 誰もが文化芸術に触れ合える機会の創出		
施策の方向 Ⅰ.心の豊かさを目指して Ⅱ.文化をすべての市民に		
事業名	基本方針	取り組みの主体や連携する団体等
クラシックのいろは	①②	文化都市協会
なるほどクラシック（音楽講座）	①	文化都市協会
市展「いが」	①②③	文化振興課・文化都市協会
ミュージアム青山讃頌舎企画展・特別展	①	文化振興課・文化都市協会他
ぶんとCINEMA	①②	文化都市協会・イオンエンターテイメント
伊賀市民文化祭	①②③	文化振興課・実行委員会
先人顕彰のための周年事業（生誕〇周年記念展など）	①②③⑤	文化振興課・文化都市協会
蕉門大学・各種ゼミナール（美術・フォト・キネマ）	①②③⑦	前田教育会
蕉門大学合同作品展	①	前田教育会
洋楽公演（鑑賞・体験）	①②③	前田教育会
病院内ギャラリー（作品展示）	①③	前田教育会・医療機関
楽器体験（ワークショップ）	①②③	文化都市協会
多文化共生センター事業（世界の文化体験）	①②⑦	多文化共生課・国際交流協会
多文化共生出前講座	①⑦	多文化共生課
障がい者の社会参加に繋がる作品展	①⑦	障がい福祉課・社会福祉法人
音楽療法教室	①⑦	介護高齢福祉課・社会福祉法人
福祉領域アウトリーチ	①⑦	文化都市協会・障がい福祉課・社会福祉法人
病院アウトリーチ	①⑦	文化都市協会・医療福祉政策課・医療機関
落語会（寄席）	①②④	文化都市協会・前田教育会
穂月明氏の遺志により寄贈された作品類の資料化	①	文化振興課・文化都市協会
本庁舎市民ミニギャラリー運営	①③④	文化振興課
各地域の展覧会・芸能発表会	①②⑦	生涯学習課
悠々セミナー 屋下がりのコンサート	①②	生涯学習課
図書館体験（仮称）	①②	図書館
連句入門	①③	伊賀文学振興会・文化都市協会
琴の音in天守閣	①⑥	伊賀文化産業協会
俳句研修講師派遣事業	①②⑤	芭蕉翁顕彰会

基本方針② 子どもたちが文化芸術を体感できる機会の拡充		
施策の方向 I.子どもたちの心を豊かに II.成長に即した文化芸術の提供		
事業名	基本方針	取り組みの主体や連携する団体等
学校アウトリーチ	②③⑦	教育委員会・文化都市協会・大阪交響楽団
こども俳句会	②⑤	芭蕉翁顕彰会
多文化共生センター事業「こども俳句教室」	②⑦	多文化共生課
夏休みには俳句をつくろう	②⑤	芭蕉翁顕彰会
子ども俳句合せ（バトルバナナ）	②⑤	芭蕉翁顕彰会
陶芸教室（子どもと保護者の体験活動）	②③	生涯学習課
読み聞かせ会	②①③⑦	図書館・生涯学習課
チャイルドクラシックプログラム	②③⑦	文化都市協会・大阪交響楽団
子育て支援センターアウトリーチ	②⑦	こどもの育ち支援課子育て支援室・文化都市協会
陶芸教室（小中学生対象）	②③⑤⑦	商工労働課
こども蕉門大学	②③⑤	前田教育会
高校生の作品展示（クラブ活動の成果発表）	②①⑤	前田教育会・各高校
ファミリーコンサート	②①	文化都市協会
輝け！いがっ子フォトコンテスト	②①	生涯学習課
民話の出前講座	②①	伊賀文学振興会
小学生音楽体験プログラム	②①	文化都市協会・三重大学・大阪交響楽団

基本方針③ 担い手や後継者を育成し次世代へとつなぐ		
施策の方向 I.人づくりとまちづくり II.多様な人材活用による文化芸術の振興		
事業名	基本方針	取り組みの主体や連携する団体等
bimonthly Concert	③①②	文化都市協会
新人演奏会inいが	③①②	文化都市協会
青山推薦コンサート	③①②	文化都市協会
中学校吹奏楽オープンリハコンサート	③①②	文化都市協会・吹奏楽連盟
キッズ・アカデミー	③	三重大学・文化都市協会・商工労働課
こども大学	③	三重大学・文化都市協会・商工労働課
祭り文化の保存と継承	③①②⑤⑦	文化財課・文化振興課・文化都市協会他
地域の音楽家・クリエイター等の支援	③⑤	文化都市協会
タッチ・ザ・スタインウェイ	③	文化都市協会
手作り作家展	③①②	文化都市協会
お城まつり（弓道大会・太鼓フェスティバル）	③⑤	伊賀文化産業協会

基本方針④ 施設の整備・有効活用による文化芸術環境の整備		
施策の方向 I. 施設の管理と機能の発揮 II. 施設の保存と有効活用		
事業名	基本方針	取り組みの主体や連携する団体等
光のART展	④①②	文化都市協会
生活工芸展	④①②	文化都市協会・ギャラリーやまほん
硝子雛展	④①②	文化都市協会・中心市街地推進課
AKAIKE ART GALLERY	④①②	文化都市協会・中心市街地推進課
雛見茶会	④①	文化都市協会・中心市街地推進課
初夏を愉しむ山野草展	④①⑤⑥	文化都市協会・中心市街地推進課
旧小田小学校本館企画展	④①②⑤	文化都市協会・伊賀師友会
ロビー・ホワイエ空間利活用事業	④①②⑤	文化都市協会・前田教育会
大人の寺子屋	④①⑤	芭蕉翁顕彰会
蓑虫庵講座	④	芭蕉翁顕彰会
蓑虫庵でお茶を一服	④	芭蕉翁顕彰会
芭蕉翁の顕彰および伊賀市の歴史や文化芸術に触れる ことができる施設の整備	④	文化振興課
文化ホール等の適正な管理運営および長寿命化計画に 基づく施設環境の維持向上	④	文化振興課・文化都市協会

基本方針⑤ 歴史と風土が育む文化芸術の継承と新たな文化芸術の創造		
施策の方向 I. 郷土が育んできた歴史・文化の再評価 II. 新しい文化芸術の創造		
事業名	基本方針	取り組みの主体や連携する団体等
デジタルミュージアム 秘蔵の国 伊賀	⑤①⑥	図書館・文化振興課・文化財課・伊賀上野観光協会
郷土の歴史 夜咄会	⑤①②	図書館
歴史・貴重資料企画展示	⑤①	図書館
芭蕉祭	⑤①②③	芭蕉翁顕彰会・文化振興課
土芳を偲ぶ俳句会	⑤①	芭蕉翁顕彰会・文化振興課
芭蕉祭月見の献立歓迎会	⑤	芭蕉翁顕彰会・文化振興課
しぐれ忌	⑤①③	芭蕉翁顕彰会・文化振興課・山出区
文部科学大臣賞選考	⑤	文化振興課・芭蕉翁顕彰会
芭蕉翁記念館企画展・特別展	⑤①②③	文化振興課
芭蕉翁俳句懸垂幕掲示	⑤①	文化振興課
土芳忌追善の講話	⑤	芭蕉翁顕彰会
俳句入門講座	⑤①③	芭蕉翁顕彰会
連続芭蕉講座	⑤①	芭蕉翁顕彰会
気楽に俳句会	⑤①③	芭蕉翁顕彰会
全国俳句大会	⑤①	芭蕉翁顕彰会
歌枕俳枕講座	⑤①	文化振興課・芭蕉翁顕彰会
郷土の歴史文学ゼミナール「俳句教室」	⑤①③	前田教育会
上野城薪能	⑤①②④	文化都市協会・文化振興課・実施委員会
マイ・ストーリー伊賀（作品公募）	⑤①②	伊賀文学振興会・文化振興課
文学講演会	⑤①②③	伊賀文学振興会・文化振興課
雪解のつどい	⑤①②	伊賀文学振興会・文化振興課
松尾芭蕉・横光利一・橋本策 3偉人常設展示	⑤①②③	伊賀支所・3偉人顕彰会
上野天神祭	⑤①③⑥	文化財課・観光振興課・文化振興課・上野文化美術保存会
上野天神祭お囃子体験会	⑤①②③⑥	文化財課・上野文化美術保存会・文化都市協会
上野天神祭 学びのウォーク	⑤①②	文化財課・生涯学習課
市民講座「古文書講座」	⑤①③	地域創生課・三重大学・上野商工会議所他
同上 「忍者・忍術学講座」	⑤①	地域創生課・三重大学・上野商工会議所他
文化財防火デー	⑤③	消防本部・文化財課
文化財ウォーク	⑤①③④	文化財課・府中地区住民自治協議会
オオサンショウウオ観察会	⑤①②	文化財課・生涯学習課
文化財講座	⑤①②	文化財課・文化都市協会
文化財見学会	⑤①②④	文化財課・文化都市協会
大山田資料館企画展	⑤①②④	文化財課・大山田郷土の広場
岸宏子記念伊賀文学館の展示・企画	⑤①	文化振興課・伊賀文学振興会
天守閣常設展示・企画展示	⑤①	伊賀文化産業協会
伝統芸能・伝統祭事への活動支援	⑤①②③	文化財課・文化都市協会

基本施方針⑥ 観光・産業との連携による文化芸術の全国発信		
施策の方向 I. 文化芸術をツールとした地域活性化 II. 都市の文化的な顔づくり		
事業名	基本方針	取り組みの主体や連携する団体等
伊賀上野・城下町おひなさん	⑥①⑤	観光振興課・実行委員会
伊賀ぶらり体験博覧会「いがぶら」	⑥①②③	実行委員会
伊賀上野城下町ホテル事業	⑥④	空き家対策室・NOTE伊賀上野
ライトアップイベント「お城のまわり」	⑥①②④	中心市街地推進課・実施委員会
伊賀上野「灯りの城下町」	⑥①④⑤	実施委員会・商工労働課・中心市街地推進課
日本遺産事業	⑥⑤	観光振興課・文化財課他
伊賀陶芸会展	⑥①③	文化都市協会・伊賀陶芸会・伊賀華道協会

基本方針⑦ 文化芸術を通した社会的課題の取り組み		
施策の方向 I. 社会参加のきっかけづくり II. 協働の場の創造		
事業名	基本方針	取り組みの主体や連携する団体等
人権を考える市民の集い	⑦①②③	人権政策課・各支所（上野支所除く）
国際交流フェスタ	⑦①②	多文化共生課・実行委員会
子育て世代のアート体験等による交流活動	⑦①	文化都市協会他
地域防災を考える事業	⑦①②④	文化都市協会・社会福祉協議会他
いきいき未来いが開催事業	⑦①②	人権政策課・実行委員会
ひゅーまんフェスタ	⑦①②	人権政策課・実行委員会他
伊賀市文化振興プラン意見交換会	⑦①③⑤	文化振興課・文化都市協会

※一覧表の「基本方針」に複数の番号がある場合は、次の方針を参照してください。

- ①誰もが文化芸術に触れ合える機会の創出
- ②子どもたちが文化芸術を体感できる機会の充実
- ③担い手や後継者を育成し次世代へと繋ぐ
- ④施設の整備・有効活用による文化芸術環境の整備
- ⑤歴史風土が育む文化芸術の継承と新たな文化芸術創造
- ⑥観光・産業との連携による文化芸術の発信
- ⑦文化芸術を通した社会的課題への取り組み



芭蕉クン

資料編：用語の説明

■アウトリーチ（15 ㊦・20 ㊦・34 ㊦・35 ㊦）

「外に手を伸ばす」という意味を持つ。文化芸術においては芸術家や文化団体などが、文化芸術に触れる機会が少ない人の元に出向き、コンサートやワークショップを行うこと。文化芸術の受け手を増やすとともに、供給する側の創意工夫も高まるとされる。

■アームズ・レングスの原則（4 ㊦）

利害関係にあるもの同士が適正な距離を保ち、互いに相手を支配したり利用したりしないという関係性を示した用語。文化行政においては、行政が文化芸術やその活動を支援する一方で、表現の自由や独立性が保たれ、それによって文化芸術活動が多様な視点を生み、寛容さや心の豊かさを育む—という考えにつながる。

■持続可能な開発目標（SDGs（エスディージーズ））（6 ㊦・13～27 ㊦）

2015（平成 27）年に国連サミットで決められた持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。「貧困をなくそう」「すべての人に健康と福祉を」「住み続けられるまちづくりを」など、2030 年までに達成すべき 17 の目標が掲げられている。

■社会包摂（ソーシャル・インクルージョン）（4 ㊦・8 ㊦・12 ㊦・26～28 ㊦）

社会的に弱い立場の人を含め、一人ひとりを排除や摩擦、孤独や孤立から援護し、社会の一員として取り組み、支え合う考え方。国では、文化芸術を「子供・若者や、高齢者、障害者、在留外国人などにも社会参加の機会をひらく社会包摂の機能を有している」（文化芸術の振興に関する基本的な方針）としており、さまざまな立場の人々が文化の力によってつながるような事業の推進が求められる。

■多文化共生（2～4 ㊦・9 ㊦・12 ㊦・15 ㊦・26～27 ㊦・30 ㊦・33～35 ㊦）

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め、対等な関係を築こうとしながら共に生きていくこと。伊賀市は全人口に占める外国人住民の割合が 7.42%（2025（令和 7 年））であり、多文化共生の重要度が他市より高い。

■都市ブランディング（9 ㊦）

例えば、「松尾芭蕉は伊賀で生まれた」「伊賀と言えば忍者」など、都市の個性をブランド化するための用語。都市や地域の特性を活性化や知名度アップに結び付ける戦略として使われることが多い。

■不易流行（2 頁・8 頁）

松尾芭蕉が確立した蕉風俳諧における理念のひとつ。「不易」は時代を超えて受け継がれるもの。「流行」は時代にあった新しいもの。伝統を意識しながら新しいことを追求していくことが大切で、どちらも大切であることを表す言葉として使われる。

■PDCAサイクル（33 頁）

Plan(計画)⇒Do(実行)⇒Check(評価)⇒Action(改善)の4段階の工程に繰り返し取り組むことで、業務を継続的に改善する手法。

■プラットフォーム（12 頁）

英語では「舞台」や「台地」などの意味を持つが、政策や施策としては「基盤」などの意味で用いられる。プランでは、社会包摂の実践のために、支援やサービスを必要とする人と提供者をつなぐ場所やその機能を指す言葉として用いる。

■文化的アイデンティティ（3 頁）

アイデンティティは「自己同一性」や「個性」などの言葉に置き換えられることがある、自己の認識に関わる用語。文化的アイデンティティとは、生活習慣をはじめとして言語や認知、行動など固有の文化の中で培われた自己のことを指す。文化的同一性ともいう。

伊賀市文化振興プランに関連する法令等など（関係分のみ抜粋）

《文化芸術基本法》2017（平成 29）年 6 月施行

（基本理念）

第 2 条 第 8 項 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

第 10 項 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

《劇場、音楽堂等の活性化に関する法律》2012（平成 24）年 6 月施行

（前文）

現代社会においては、劇場、音楽堂等は、人々の共感と参加を得ることにより「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能も期待されている。また、劇場、音楽堂等は、国際化が進む中では、国際文化交流の円滑化を図り、国際社会の発展に寄与する「世界への窓」にもなることが望まれる。

このように劇場、音楽堂等は、国民の生活においていわば公共財ともいうべき存在である。

《障害者による文化芸術活動の推進に関する法律》2018（平成 30）年 6 月施行

（基本理念）

第 3 条 第 3 項 地域において、障害者が創造する文化芸術の作品等の発表、障害者による文化芸術活動を通じた交流等を促進することにより、住民が心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現に寄与すること。

（基本的施策）

第 3 章 第 9 条～第 19 条（項目のみ記載）

第 9 条（文化芸術の鑑賞の機会の拡大）

第 10 条（文化芸術の創造の機会の拡大）

第 11 条（文化芸術の作品等の発表の機会の確保）

第 12 条（芸術上価値が高い作品等の評価等）

第 13 条（権利保護の推進）

第 14 条（芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援）

第 15 条（文化芸術活動を通じた交流の促進）

第 16 条（相談体制の整備等）

第 17 条（人材の育成等）

第 18 条（情報の収集等）

第 19 条（関係者の連携協力）

《国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律》2018（平成30）年6月施行

（基本理念）

第3条 第3項 全国各地において、多彩な文化芸術に係る国際文化交流の祭典が実施されるようにすること。この場合において、地域住民その他の地域社会を構成する多様な主体の参加と協力が得られるようにするとともに、地域の歴史、風土等の特性が生かされるようにすること。

《文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律》2020（令和2）年5月施行

（目的）

第1条 この法律は、文化及び観光の振興並びに個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図る上で文化についての理解を深める機会の拡大及びこれによる国内外からの観光旅客の来訪の促進が重要となっていることに鑑み、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、主務大臣による基本方針の策定並びに拠点計画及び地域計画の認定、当該認定を受けた拠点計画又は地域計画に基づく事業に対する特別の措置その他の地域における文化観光を推進するために必要な措置について定め、もって豊かな国民生活の実現と国民経済の発展に寄与することを目的とする。

《文化財保護法の一部改正》2019（平成31）年4月施行

（文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要より抜粋）

過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る。

《伊賀市文化振興条例》2019（令和元）年12月制定

（目的）

第1条 この条例は、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、市民や地域、市、事業者、公益文化団体等の役割を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、自由で多様性を認め合う心豊かな市民生活の実現及び市民が将来にわたり誇りの持てる伊賀らしさの創造に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第3条 市民及び市は、次に掲げる事項を文化振興の基本理念として施策の推進に取り組むこととする。

- (1) 年齢、障がいの有無、経済・社会的な状況、居住する地域にかかわらず、誰もが自主的に文化芸術の鑑賞・創造に参加できるよう努めること。
- (2) 各主体が相互に連携・協力して文化芸術の振興に努めることにより、地域の連帯感の醸成とまちづくりを推進すること。
- (3) いにしえから守り継がれてきた文化、歴史を活かし、地域の魅力を高め、郷土愛を育むこと。
- (4) 教育、福祉・医療、観光・産業など、関連する各分野の施策と有機的に連携し、一体的な文化芸術の振興に努めること。

（基本方針）

第4条 市は、次に掲げる基本方針に基づき、市民と相互に協働及び連携し、文化芸術に関する施策の推進を図るものとする。

- (1) 誰もが文化芸術に触れ合える機会の創出
- (2) 子どもたちが文化芸術を体感できる機会の拡充
- (3) 次世代へとつなぐ担い手や後継者の育成
- (4) 施設の整備と有効活用による文化芸術環境の整備
- (5) 歴史と風土が育んだ文化芸術の継承及び新たな文化芸術の創造
- (6) 観光・産業との連携による伊賀市の文化芸術の全国発信
- (7) 文化芸術を通じた多様性を認め合う社会の実現

《こども基本法6つの基本理念》2022（令和4）年6月制定

- ①すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- ②すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- ③年齢や発達 の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できたりすること。
- ④すべてのこどもは年齢や発達 の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- ⑤子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- ⑥家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

伊賀市文化振興プラン後期実行計画策定の経過

年 月 日	内 容
2025(令和7) 6月4日	第1回伊賀市文化振興プラン庁内推進会議
7月9日	第1回伊賀市文化振興審議会 伊賀市文化振興プラン後期実行計画策定について（諮問）
9月2日	第2回伊賀市文化振興プラン庁内推進会議
9月26日	第2回伊賀市文化振興審議会
2026（令和8） 1月28日	第3回伊賀市文化振興プラン庁内推進会議
2月3日	第3回伊賀市文化振興審議会

伊賀市文化振興審議会委員

区 分	委 員 名	所 属 など
学識経験者	中川 幾郎	帝塚山大学 名誉教授
文化関係団体の代表者 (第1号委員)	植田美由喜	公益財団法人芭蕉翁顕彰会
	上田 慎二	市展「いが」運営委員会
	鳥居 明夫	伊賀コミュニティオーケストラ
専門知識を有する者 (第2号委員)	辻 晃子	校長会
	中 恵	伊賀市社会事業協会
	田邊 寿	伊賀市社会福祉協議会
公共的団体等の代表者 (第3号委員)	福田 良彦	伊賀市文化財保護審議会
	藤川 直紀	上野商工会議所
市民からの公募による者 (第4号委員)	服部 晶子	

伊賀市文化振興プラン後期実行計画

発 行 伊賀市

発行年月 2026（令和8）年〇月

編 集 伊賀市地域力創造部文化振興課

518-0873

三重県伊賀市上野丸之内 117 番地 13

TEL 0595-22-9621 FAX 0595-22-9694